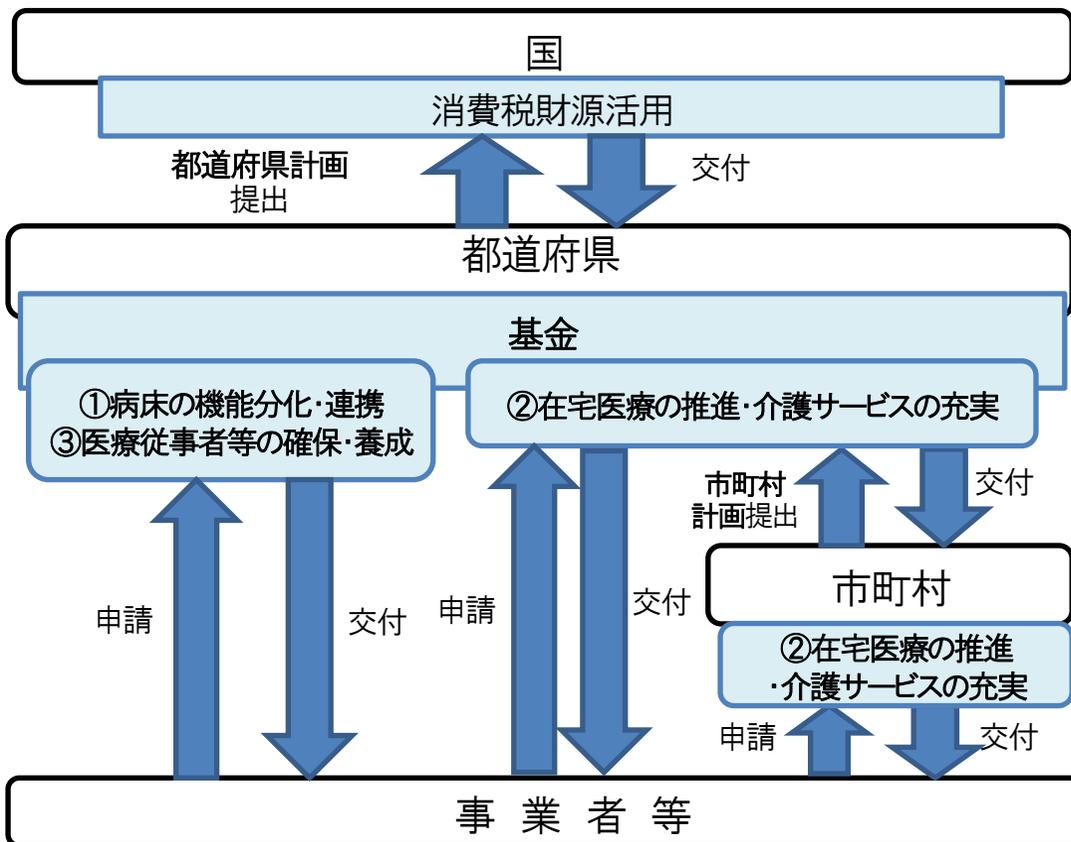


医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設。
- 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業実施。
- ◇ 「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設置。
- ◇ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、**介護については平成27年度から実施**。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療構想(ビジョン)の策定後に更なる拡充を検討。

【新たな財政支援制度の仕組み】



地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組み

- ①国は、法律に基づく基本的な方針を策定し、対象事業を明確化。
 - ②都道府県は、計画を厚生労働省に提出。
 - ③国・都道府県・市町村が基本的な方針・計画策定に当たって公正性及び透明性を確保するため、関係者による協議の仕組み。
- ※国が策定する基本的な方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載。(公正性及び透明性の確保)

新たな財政支援制度の対象事業

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業
 - (1)地域医療構想(ビジョン)の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
 - (1)在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
 - (2)介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 3 医療従事者等の確保・養成のための事業
 - (1)医師確保のための事業
 - (2)看護職員の確保のための事業
 - (3)介護従事者の確保のための事業
 - (4)医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等

■国と都道府県の負担割合は、2/3:1/3

地域における医療及び介護を総合的に確保するための仕組み

国

総合確保方針 (法第3条)

- ①医療と介護の総合的な確保の意義、基本的な方向
- ②医療法で定める基本方針、介護保険法で定める基本指針の基本となる事項
- ③法に基づく都道府県計画、市町村計画の作成、整合性の確保に関する基本的な事項
- ④都道府県計画、医療計画、介護保険事業支援計画の整合性の確保
- ⑤基金事業に関する基本的な事項 (事業の内容、公正性・透明性の確保等)
- ⑥その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項

消費税財源活用 (法第7条)

②地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針

医療法
で定める
基本方針

介護保険法
で定める
基本指針

交付

都道府県

⑤ 基金 (法第6条)

※国と都道府県の負担割合は
2/3、1/3

提出

③ 都道府県計画(事業計画) (法第4条)

- ・医療及び介護の総合的な確保に関する目標、計画期間
- ・目標を達成するために必要な事業に関する事項

④ 整合性の確保

医療計画

地域医療構想
(ビジョン)

介護保険
事業支援計画

申請

交付

交付

市町村

提出

③ 市町村計画(事業計画) (法第5条)

- ・医療及び介護の総合的な確保に関する目標、計画期間
- ・目標を達成するために必要な事業に関する事項

③ 整合性の確保

④ 整合性の確保

提出

介護保険
事業計画

事業者等 (医療機関、介護サービス事業所等)

- ・病床の機能分化・連携
- ・在宅医療の推進・介護サービスの充実
- ・医療従事者等の確保・養成

高齢者施設整備に係る財政支援制度（イメージ）

現行制度（～平成26年度）

介護基盤緊急整備等臨時特例基金

- ・介護基盤の緊急整備特別対策事業
- ・スプリンクラー等整備特別対策事業
- ・認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業
- ・地域支え合い体制づくり事業対策事業<震災関係>
- ・介護基盤復興まちづくり整備事業<震災関係>

介護職員処遇改善等臨時特例基金

- ・施設開設準備経費助成特別対策事業
- ・定期借地権利用による整備促進特別対策事業

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

- ・都市型軽費老人ホーム整備事業
- ・施設内保育施設整備事業
- ・緊急ショートステイの整備事業
- ・小規模な養護老人ホーム整備事業
- ・介護療養型医療施設等転換整備事業
- ・地域支え合いセンター整備事業
- ・市町村提案事業

地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）

- ・定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業
- ・高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

新制度（平成27年度～）<<27年度予算概算要求内容>>

地域医療介護総合確保基金（介護分）

介護保険事業計画に基づく介護サービス量の増を図るための整備等

<<27概算要求額：事項要求>>

※具体的な事業メニュー・予算規模については年末の予算編成過程で検討

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（現行基金）

震災関係事業について継続（地域支え合い体制づくり事業対策事業）

<<27概算要求額：18.4億円>>

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

- ・防火安全設備の整備や防災改修（スプリンクラー整備事業、耐震化・大規模修繕）
- ・先進的・モデル的な事業の推進（地域支え合いセンター整備事業等）

<<27概算要求額：59.8億円>>

地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）

- ・先進的・モデル的な事業の実施のために必要な設備に要する経費等

<<27概算要求額：3.0億円>>

人材の「量」と「質」の循環

○ 介護人材確保の持続可能性を確保する観点から、量的確保のみならず、質的確保及びこれらの好循環を生み出すための環境整備の三位一体の取組を進めていくことが重要。

